

公立大学法人熊本県立大学役員退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の理事長、副理事長及び常勤の理事(以下「常勤役員」という。)が退職し、解任され又は死亡した(以下「退職等した」という。)場合の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支払)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職等した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(同項第1号を除く。)及び第3項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に定める遺族の範囲及び順位等については、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則(以下「職員退職手当規則」という。)第20条及び第21条の規定を準用する。

(退職手当の支払)

第4条 退職手当の支払いの方法については、職員退職手当規則第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給額)

第5条 退職手当の額は、常勤役員として引き続く在職期間1月につき、退職等した日におけるその者の基本給月額に、理事長においては100分の12.5の割合を、副理事長及び理事においては100分の10の割合をそれぞれ乗じて得た金額とする。

2 異なる役職の常勤役員に引き続いて在職した常勤役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等した日における当該異なる役職ごとの基本給月額に前項に定める割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

3 前2項の規定による退職手当の額は、熊本県公立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月減じるものとする。

4 常勤役員が退職した場合において、その者が退職した日またはその翌日に再び常勤役員

となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(職員から引き続き役員となったときの特例)

第7条 常勤役員となった前日に法人に在職していた職員が、引き続いて常勤役員となった場合における第6条第1項に定める常勤役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 前項の常勤役員が退職し、かつ、引き続いて法人の職員となった場合は、この規程による退職手当は、支給しない。

(国家公務員等から引き続いて役員となったときの特例)

第8条 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)及び他の大学法人(以下「国等」という。)の職員が、法人の要請に応じて、引き続いて法人の常勤役員となるために退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合における第6条第1項に定める常勤役員として引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、当該常勤役員が当該国等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定により退職手当の支給を受けている場合を除く。

- 2 前項の常勤役員が退職し、かつ、引き続いて再び国等の職員となった場合、この規則による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給の一次差止め)

第9条 退職手当の支給の一時差止めの取扱いについては、職員退職手当規則第23条の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第10条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規則第24条の規定を準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、常勤役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この規則は、平成19年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下「条例」という。)第7条の規定により計算して得られた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。